

わちお 60,11

No.347

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

とちお三四七号昭和六十年十一月十日発行
毎月十日二回発行



笑顔の笑顔の運動会

— 第12回 市老連体育大会 —



事故をなくそう、交通安全

「交通事故のない明るく住みよい栃尾市」を願って、10月5日(土)第12回栃尾市交通安全市民大会が行われ、県警から迎えた音楽隊とチアガールを先頭に各団体の代表、栃尾南小・東小の鼓笛隊、栃尾中吹奏楽団など1,300人が市中をパレードして、市民に交通安全を呼びかけました。その後、市民会館での式典では、各種表彰が行われ、最後に全員が交通安全の誓いのことばを述べて終わりました。



ほくも、わたしもマラソンランナー

大会史上最高の800名余りの選手が参加した第7回守門マラソン大会が、10月13日(日)、一般Aの20キロメートルをはじめ健康マラソンなど10種目が行われました。沿道には家族や友人がおおぜい応援にかけつけ、選手たちは、はりきって秋の栃尾路に健脚を競い合いました。



スポーツの場を通じて心身の健康増進と視察を図ることを目的として、去る10月8日(火)、市総合体育館を会場に、第12回栃尾市老人クラブ体育大会が開かれました。風船割競争や玉入れ、ボール送りなどに汗を流した結果、塩谷チームがこと3年連続優勝を遂げました。

今月の表紙

市民文化講演会

「自分らしく生きよう」と講演

元NHKアナウンサーで、現在フリーで活躍中の女性評論家下重暁子氏を迎えて、十月二日、市民会館大ホールで第五回市民文化講演会が開かれました。
「自分らしく生きよう」という演題で、人の事はとかくよく見えるものだし、まねもしてみたくなる、しかし、自分の個性を失ってはいけない、自分らしく生きてほしい」と一時間半にわたって講演し、主婦を中心に超満員の聴衆は熱心に聴き入っていました。



さわやかに講演する下重暁子氏



このきのこの、あやしもう家

秋になるときのこを家庭で食べる機会が多くなります。反面、毒きのこによる中毒にかかる率も多く、栃尾ではクサウラベニタケによる中毒が最も多いといわれています。公民館は、採取する人からきのこの正しい知識を身につけてもらおうと10月12日(土)、文納地区できのこ講習会を開催しました。

実験・観察・調査 — 理科研究発表

児童生徒が、自然の現象や日常生活から起きる疑問や問題点の中から研究の課題を見つけ、これを実験・観察・調査を行うことにより解決しようとする努力を奨励し、児童生徒の科学教育振興をはかることを目的に、十月二日、東谷小学校を会場に第十回栃尾市児童生徒理科研究発表会が開かれました。市内各小学校から集まった三十八組の代表が、夏休みを利用して、蚊の研究、カビの研究など、根気よく実験、観察し、まとめた成果を発表しました。



統合中学校の通学方法について 整備推進委員会に教委案を諮問

市教育委員会は、栃尾市総合計画に基づいて昭和五十七年度から、現在七校の中学校を二校に統合し、昭和六十四年四月開校をめざして計画を進めております。

去る八月二十一日、市教育委員会は、市立中学校整備推進委員会（渋谷二会長）に対して、この統合に伴う通学方法について、案を示して諮問しました。



全体会で諮問案を検討する各地区代表（10月8日）

通学距離六キロメートル未満は 徒歩又は自転車通学としたい

学校の統合整備を進めるに当たっては、なんとでも地域住民の理解と協力を得ることが第一であるという基本理念に立って、当初から市民代表の意見を尊重しながら進めてまいりました。

昭和五十七年度の中学区決定に当たっては、市民の代表、市議会議員、学識経験者、行政機関の職員など、四十七名からなる栃尾市学区再編対策

委員会（外山兵衛委員長）を設け、市内の中学校はどうあるべきかを白紙諮問しました。その結果、既に周知のとおり、栃尾南小学校区、栃尾東小学校区を基本とした二校区が望ましいという答申を受けました。また、学校の位置については、栃尾市立中学校整備対策委員会（渋谷二委員長）から、一校、仮称栃尾南中学校は現栃尾中の位置に、

もう一校（仮称栃尾東中学校）は大字吉水青島地域が望ましいと、答申をいただいております。

教育委員会はこの答申を受けて昨年度、仮称栃尾東中学校子定地を地権者の同意を得て地質調査を実施、支持地盤の確認を行って最終決定をしました。

本年度は、市当局に対して仮称栃尾東中学校用地五万平方メートルの取得申し入れと校舎の基本設計に入りました。用地については、地権者のこ

理解とご協力により取得のめどがたちましたことは感謝に堪えません。校舎の基本設計は現在、七社による競技設計を終り、本設計の準備を進めています。

また、統合の中心をなす生徒の通学方法について、去る八月二十一日、栃尾市立中学校整備推進委員会（渋谷二委員長）に次のように教育委員会の案を示して諮問しました。

仮称・栃尾南中学校通学距離

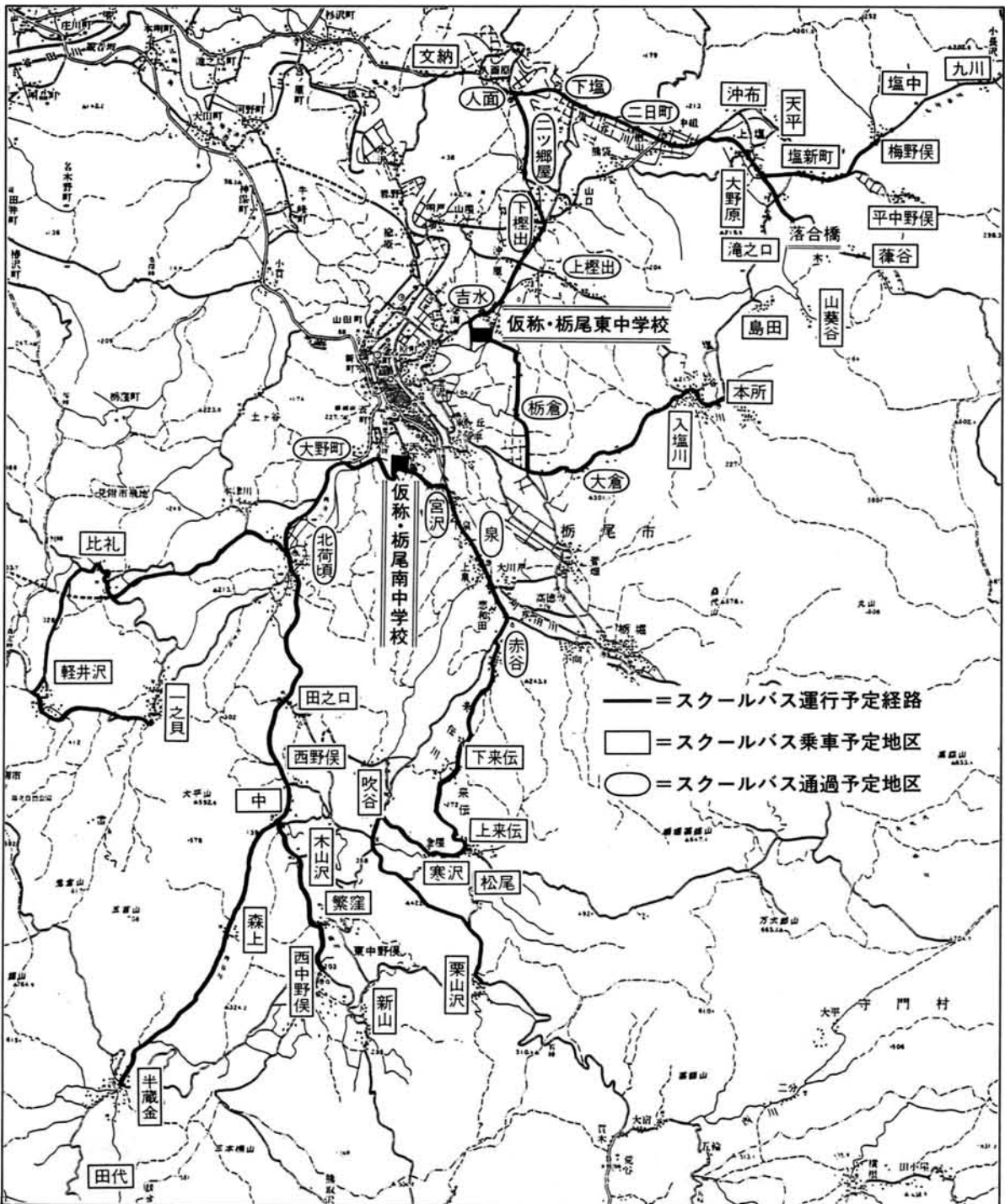
区名	キロ数
栃尾南中	0.0
天下島	0.6
平	0.8
東が丘倉	1.3
大宮	3.6
泉沢	1.4
泉	2.4
大川戸	2.9
大菅畑	4.4
小堀向	4.5
小堀赤	4.9
下堀谷	3.8
下堀伝	6.0
上堀伝	7.5
吹寒沢	6.6
松尾沢	8.2
山沢	8.6
北津川	10.4
本津川	3.8
比礼	4.7
一之貝	7.0
軽井沢	6.8
田之口	9.3
田之野	6.2
西野中	7.7
中山	8.3
木山	9.1
繁窪	10.5
西中野山	11.6
新山上	12.4
新森	10.2
半蔵	13.4
田代	16.3

仮称・栃尾東中学校通学距離

区名	キロ数
栃尾東中	0.0
小貫	5.0
土ヶ谷	5.5
栃倉	2.4
榎原	2.6
岩野	3.4
水沢	4.0
鴉ヶ島	5.1
上榎出	1.8
下榎出	2.3
二ツ郷屋	3.1
人面	5.2
下塩	4.3
文納	6.1
山口	2.8
熊袋	3.8
二日町	4.8
山屋	2.7
明戸	3.2
沖布	6.1
天平	6.9
塩新町	7.3
大野原	6.3
大梅野	8.6
平中野	8.9
塩中	9.3
九谷	10.0
篠谷	8.8
山葵	9.2
滝之口	7.5
滝島	8.9
本所	7.3
入塩川	6.1

- 1、通学方法
 - (1) 通学距離六キロ未満は、徒歩又は自転車通学とする。
 - (2) 通学距離六キロ以上は、スクールバス通学とする。
 - 2、スクールバスの運行経路及び方法
 - (1) スクールバスの運行経路は、別図（次ページの図参照）のとおりとする。
 - (2) スクールバスの運行回数は、登校時一回、下校時二回とする。
- これを受けて整備推進委員会では、各地区のPTAや関係者にこの案を示して審議いただき、十月八日、全体会を開催し、各地区ごとの意見や要望を集約しました。

スクールバス運行経路図（案）



冬期間の歩道の確保など 通学道路の整備を望む

教育委員会が示した通学方法についての案に対して、各地区ごとに話し合われた結果、十月八日の全体会では、基本的には異議はないとしながらも、◎歩道、自転車道等道路整備を進めてほしい（特に冬期間の歩道の確保）◎バス待合所を設置してほしい◎バス待合所に自転車置き場を設置してほしい◎部活を考えたバスの運行など、いろいろな意見が出されました。また、中学校へ通う三年間くらいは徒歩や自転車を通った方がよいという意見もありました。

整備推進委員会では、この全体会での意見を①通学道路の整備②バス待合所の設置③歩道の整備・除雪④部活とスクールバスの運行関係の四つに集約して、生徒がより安全に通学できるよう、今後委員会

で審議、検討して答申するとされています。

学校統合については、ほとんどの人が、施設・設備の整った学校に通学させたいという希望を持っていると思います。またその反面、通学距離が遠くなり、生徒の体力的な面や安全面の心配、クラブ活動への制約がないか、大規模校での非行の問題など、それぞれの立場で心配されていることもまた事実です。

教育委員会は、これらをもまえ、適正規模を確保することにより、よりよい中学校教育がなされ、教育の機会均等を保ち、学力や情操面、生徒指導など、教育の現場と一体となり、真の中学校教育を進めていくよう努力いたします。

市民のみさんの今後より一層のご協力をお願いします。

統合二校の校名を募集

仮称・栃尾南中学校、仮称・栃尾東中学校の校名を募集します。

応募方法 管制ハガキを使用し、一人一枚とする。

各一校の校名と住所・氏名・年齢を記載のこと。

締め切り 昭和六十年十一月十四日（当日消印有効）

あて先 〒940-0101 栃尾市中央公園一番三〇号 栃尾市教育委員会

※詳細は、市教委52局一―一七番へおたずね下さい。



施設建設予定地(楡原地内)を視察する、設立準備委員会のみなさん

社会福祉法人栃尾福祉会設立準備委員名簿

(順不同)

職名	氏名	住所	備考
委員長	佐藤 宇助	市内滝の下町3-35	織物工業協同組合理事長
副委員長	星野藤次郎	市内大字栃堀4,317	手をつなぐ親の会会長
監事	上村 博	市内大字楡原1,488	農協専務
"	諸橋 茂雄	市内大字吹谷1,145-1	入東谷公民館分館館長
委員	馬場潤一郎	市内大字栃堀347	県議会議員
"	杵淵 衛	市内大字水沢675	市議会議員
"	五十嵐喜義	市内栄町2-146	栃尾郷病院院長
"	吉田 修英	市内原町2-2-31	善昌寺保育園長
"	鎌田 広吉	市内本町4-22	民生委員協議会長
"	多田 貞策	市内旭町4-31	市区長会長
"	藤野 トク	市内大野町4-1-21	保健婦
"	島田 一郎	市内大字岩野37	農業委員
"	石丸 一夫	市内大字下塩2,431	手をつなぐ親の会副会長
施設長	未 定	—	—

顧問	荒木 幸男	市内大字栃堀2,885-2	市議会議員
"	椿 玉二	市内大字栃堀2,897	市議会社経委員長

対象者に実態調査を実施 入所希望者は七十四人

この施設の定員は五十名ですが、先に栃尾市手をつなぐ親の会(星野藤次郎会長)が市内の対象者百四十一名に対して行った入所希望実態調査では、男三十五名、女三十九名の計七十四名(開所時入所希望)

望五十八名、将来入所希望十六名)の方が入所を希望しているとの結果がでています。入所者の決定については、今後県と協議し、精神薄弱者更生相談所の判定結果をふまえて決定されることとなります。

施設開所後は「守門の里」の廃止を検討

「手をつなぐ親の会」が主体となり県・市の補助と市民の物心両面の支援により、昭和五十二年六月から運営される「守門の里」(心身障害者通所援護事業)には、現在七名の方が通所していますが、大半の人が新しい更生施設へ

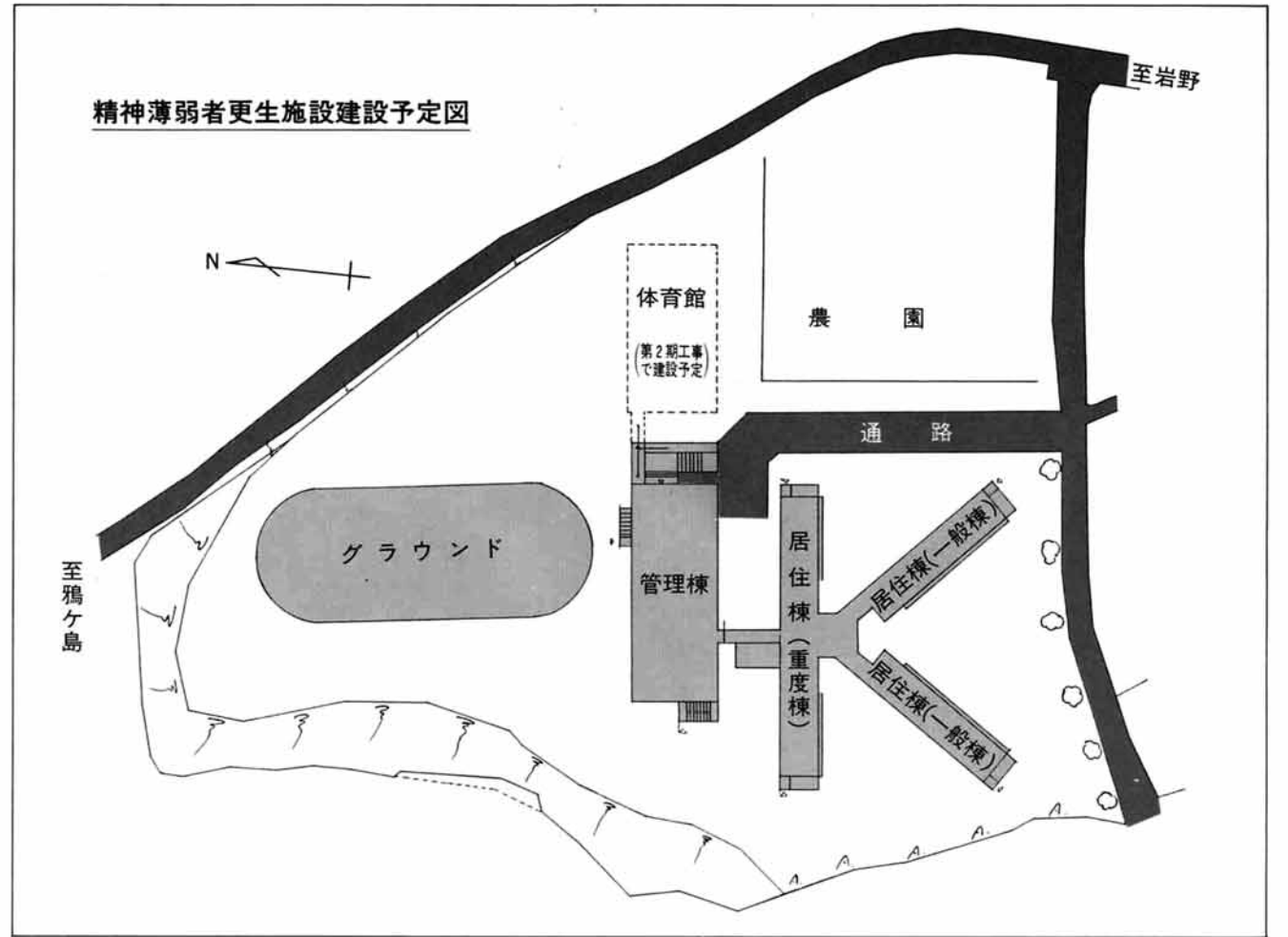
この更生施設は、福祉施設の一環として、精神に障害を持つ人たちが、一日も早く更生して社会復帰し、明るく楽しい生活が送れるようにとの目的で建設されるものです。この施設の運営には多額の資金を必要としており、その財源確保に苦慮しているところ

今後、準備委員会では、各区の区長さんを通じ、市内全戸に募金をお願いを計画しています。

なにとぞ、この施設建設の趣旨をご理解のうえ、市民のみなさんの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

先に開催された福祉大会でもうたわれた「豊かな心を育てよう」「みんな明るく、あいさつ」を交わそう」のスローガンを心に施設開所にあたっては、地域に密着した明るく開かれた施設運営をめざして努力していきます。

施設運営にあたりご理解とご支援を



精神薄弱者更生施設

鉄筋コンクリート造り、一部3階建 延べ1,573平方メートル

—昭和61年度着工、昭和62年度開所を予定—

精神薄弱者更生施設 建設計画案まとめ

市は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させ、これを保護するとともに、更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的として、市内楡原地内に精神薄弱者更生施設の建設計画を進めていることは既に周知のとおりです。

この計画推進にあたり、市民各層の方々十四名(他に顧問二名)からなる、社会福祉

法人栃尾福祉会設立準備委員会(次ページ参照)を設置し、事務局を市福祉事務所におき、建設準備を進めています。

委員会では、施設建設にあたり、先進地視察を行うなど、いろいろな角度から検討を加え、協議してきましたが、このほど施設の建設計画案をまとめました。

施設建設費三億七千万円 二期工事は体育館も予定

建設計画では、精神薄弱者更生施設「仮称・守門の里」(定員五十名)とし、昭和六十一年度建設、昭和六十二年開所予定としており、この運営は、社会福祉法人栃尾福祉会(前述の準備委員会が法人認可を受けた後の名称)があたることになっていきます。

建物の規模及び構造は、鉄筋コンクリート造り一部三階建、延面積千五百七十三平方メートルで、管理棟(二棟)、居住棟(重度棟一棟、一般棟二棟)からなり、管理棟には、事務室、作業指導室、更生相談室、ホランテシア室、医務室、食堂、浴室などが、居住棟には、二、四人用の居室のほか、シャワー室、テイルームなどが設けられ、建物の周辺には、グラウンド及び農園も造られる予定です。

この建設に必要な経費は、三億七千四百九十九万二千円で、その財源は、国からの補助金が九千七百九十三万五千円、県からの補助金四千八百九十六万七千円、設置者負担金二億二千三百五十九万九千円(内社会福祉医療事業団からの借入金一億三千三百三十七万七千円)を見込んでいます。

なお、第二期工事で体育館(四百一・五平方メートル)の建設も予定しています。

の入所を希望しているため、管理、運営面から更生施設開所とともに、廃止を検討しています。

栃尾市農業まつり総合表彰式



総合表彰式であいさつする市長

立地条件に恵まれていない栃尾市の農業をいかにして成り立たせていくか……。
この大きな課題を背負った栃尾市の農業。一定の土地、一定の条件からより多くの収益を上げる。すなわち、農林水産業の安定化、生産技術の高度化、生産意欲の高揚、農用地の利用増進および農業後継者の育成を図ることを目的に、第十一回栃尾市農業まつりが、十月二十七日(日)、市民会館において開催されました。
今年日照りが続いたため、田や畑に地割れが入るなどの被害が多く、農作物のときは良くない結果に終わりましたが、これにもめげず農作物をはじめ林産物・畜産・養蚕などを出品。それぞれの賞を獲得しました。(各部門の入賞者は、下記に掲載しました。)

なお、栃尾市の農家として積極的に農業に取り組み、地域の特性を生かし経営に合理的な創意工夫を施し、他の模範となる農家に贈られる、栃尾市農業賞には、椛沢 実さん(半蔵金)が選ばれました。また、コシヒカリ多収穫共進会では、半蔵金の山内清さんが十アール当り六五・一・六の収穫をあげられたのが、目を引きました。
市民会館前おまつり広場では、農産物の加工賞味会、苗木市、秋野菜などの即売コーナーが設けられ、新鮮なものが安く買えるとあってご婦人たちに好評で、みるみるうちに売り切れました。

異常な日照りもなんのその 農業にかける意欲を披露



出品された菌の展示



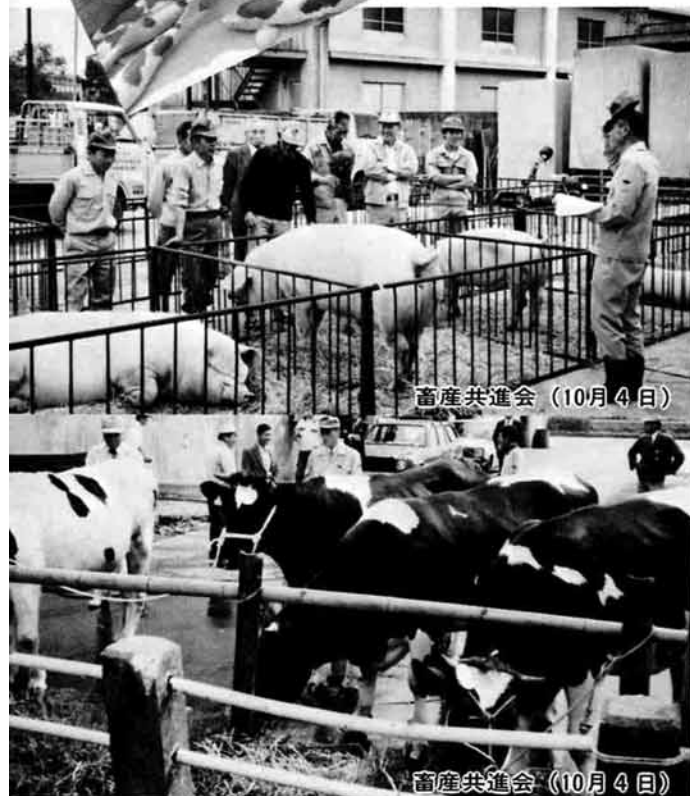
ぶどう品評会(8月30日)



出品大豆の展示



新製品展覧会(十月十六日)



畜産共進会(10月4日)

畜産共進会(10月4日)

各部門の入賞者

農業経営部門

栃尾市農業賞 椛沢 実さん(半蔵金)

畑作部門

葉たばこ品評会
最優秀賞 酒井芳夫さん(菰谷)



椛沢 実さん

水稲部門

コシヒカリ多収穫共進会
最優秀賞 山内清さん(半蔵金) 10アール当り六五・一・六



山内 清さん

優秀賞 石丸和男さん(半蔵金) 同六〇・八・九
同 齊藤喜一さん(半蔵金) 同六〇・二・七
同 佐藤弘作さん(上米伝) 同五九・六・三



吉田 新作さん

優良賞 外山栄作さん(天平)、藤田栄一さん(沖布)、諸橋正久さん(半蔵金)、井田重光さん(栗山沢)、宮崎清さん(山田町)、鈴木 礼さん

優秀賞 大橋一郎さん(金沢)、優良賞 多田政信さん(平)、大橋五百さん(金沢)、大橋栄作さん(金沢)
レンコン品評会
最優秀賞 波形一雄さん(繁窪)
優秀賞 小林与入さん(鴨ヶ

大豆品評会
最優秀賞 飯浜清一さん(下塩)



波形 一雄さん



保科 聖義さん



飯浜 清一さん

優秀賞 若杉俊三さん(下塩) 優良賞 大塚 茂さん(二日町)、飯浜重一郎さん(下塩)、大橋長雄さん(下塩)

養蚕部門

繭多収穫共進会
最優秀賞 西片一雄さん(二ツ郷屋)



西片 一雄さん

優秀賞 今井政吉さん(下塩)

畜産部門

肥育牛共進会
最優秀賞 齊藤常子さん(本津川)
優秀賞 山口 栄さん(土ヶ谷)
優良賞 原 三郎さん(首畑)



保科 聖義さん

優秀賞 名児耶熊作さん(之貝)
同 金内 進さん(西中野侯) 同 阿部寅一さん(入塩川)
優良賞 諸橋金四郎さん(寒沢)、諏佐忠夫さん(新山)、諏佐與志英さん(新山)、諏佐繁造さん(新山)、諏佐元逸さん(新山)、石丸和男さん(半蔵金)、西川リツさん(平)、山本吉興さん(新山)、諏佐喜一さん(新山)、諏佐イツさん(新山)、多田 利さん(半蔵金)、鈴木孝俊さん(半蔵金)

水産部門



井良沢 敬さん

錦鯉品評会
総合優勝(昭和三色六部) 井良沢 敬さん(赤谷)
次席総合優勝(成魚、昭和三色六部) 高養鯉場(本町)
次席総合優勝(幼魚、大正三



各コーナーでは、用意した品物があっというまになくなりました。



農産物の即売コーナー



近代化クワイアによる農産物加工品の販売

色三部) 中沢茂吉さん(赤谷)
紅白一部優勝 諏佐養鯉場(中)
同準優勝 外山養鯉場(一之貝) 諏佐養鯉場(中)
大正三色一部優勝 諏佐養鯉場(中)
同準優勝 諏佐養鯉場(中)、高見幸治さん(仲子町)
昭和三色一部優勝 小出秀雄さん(平)
同準優勝 諏佐養鯉場(中)
その他一部優勝 同準優勝 諏佐養鯉場(中)
紅白二部優勝 高養鯉場(本

町) 同準優勝 諸橋多助さん(上来伝)
大正三色二部優勝 浅野 達さん(一之貝)
同準優勝 諏佐養鯉場(中)
昭和三色二部優勝 諏佐養鯉場(中)
同準優勝 中西勝也さん(泉)
その他二部優勝 高島海一さん(一之貝)
同準優勝 諏佐養鯉場(中)
紅白三部優勝 諏佐養鯉場(中)
大正三色三部優勝 諏佐養鯉場(中)

同準優勝 佐藤昌治さん(中)
昭和三色三部優勝 中沢紋助さん(赤谷)
同準優勝 酒井哲夫さん(天野下島)
その他三部優勝 諏佐養鯉場(中)
紅白四部優勝 諏佐養鯉場(中)
同準優勝 小林正平さん(大野町)
大正三色四部優勝 中西貞二さん(泉)
同準優勝 浅野 達さん(一之貝) 兼田栄一さん(泉)
昭和三色四部優勝 酒井 清



歌や踊りで、農業まつりを祝う



さんなの軽いもんだよ(?)



食欲をそそる焼肉コーナー



守門太鼓のみなさんが賛助出演

さん(泉)
同準優勝 中沢与作さん、井良沢 敬さん(赤谷)
その他四部優勝 諏佐養鯉場(中)
紅白五部優勝 酒井 清さん(泉)
同準優勝 外山養鯉場(一之貝)
大正三色五部優勝 外山養鯉場(一之貝)
同準優勝 中沢与作さん(赤谷)
昭和三色五部優勝 外山養鯉場(一之貝)

農業まつり記念作文

優秀賞 酒井チエさん(本所)
優良賞 荒木伊作さん(栃堀)
最優秀賞 今井幸平さん(栃堀)

最優秀賞 佐藤正善さん(栃堀)
優良賞 佐藤友一さん(栃堀)
木炭品評会
最優秀賞 今井幸平さん(栃堀)

今井 幸平さん

最優秀賞 小学校低学年 杵 潤紀子さん(栃尾東小二年)、
同高学年 佐藤周子さん(栃尾東小五年)、
中学校 佐藤 寿記さん(上塩中三年)

杵 潤紀子さん

佐藤 周子さん

佐藤 寿記さん

同準優勝 井良沢 敬さん(赤谷)
その他五部準優勝 高見幸治さん(仲子町)
紅白六部優勝 準優勝 高養鯉場(本町)
大正三色六部優勝 高養鯉場(本町)
同準優勝 外山養鯉場(一之貝)
昭和三色六部準優勝 高見幸治さん(仲子町)
その他六部優勝 井良沢 敬さん(赤谷)
同準優勝 外山養鯉場(一之貝)

優秀賞 小林 晃さん(巻洲)
同 和田 登さん(森上)
優良賞 矢沢 学さん(鴉ヶ島)、大橋厚夫さん(平)、田村政夫さん(吉水)
乳牛共進会

矢沢 学さん

優秀賞 大橋厚夫さん(平)
優良賞 酒井栄一さん(明戸)、今井信雄さん(土ヶ谷)
肉豚共進会
最優秀賞 矢沢 学さん(鴉ヶ島)

今井 信雄さん

種豚共進会
最優秀賞 今井信雄さん(土ヶ谷)
山本米二さん(西中野俣)

斎藤 常子さん

優秀賞 矢沢松衛さん(水沢)
優良賞 今井栄三郎さん(宮沢)
なめこ品評会
最優秀賞 椿 晋一さん(栃堀)

椿 晋一さん

しいたけ品評会
最優秀賞 三男さん(泉)

三男さん

優秀賞 渡辺昭次さん(金町)
優良賞 諸橋隆夫さん(北荷頃)、佐藤忠一郎さん(滝之口)
最優秀賞 宮崎 清さん(山田町)

宮崎 清さん

林産物部門

昭和60年度 栃尾市ほう賞

佐藤貞蔵氏ら2人を表彰

昭和六十年度「栃尾市ほう賞」の表彰式を十一月三日(日)、市文化センターにおいて行いました。今年の受賞者は、公選による公職に引き続き十年以上在職し、その功績が顕著な五人、災害・犯罪等社会不安の発生防止もしくは除去または変事における人命救助もしくは財産の保護に尽力した功績者三人にそれぞれ表彰状を、市のため多大な私財を寄附された四人に感謝状を贈りました。



当日の出席者、前列左から、佐藤貞蔵さん、渋谷善夫さん、大塚一夫さん、多田進吾さん、安達要司さん、後列左から、加藤鉄司さん、佐藤熊太郎さん、杉野正作さん、青木栄松さん(代理)

一般ほう賞

大塚一夫さん(〆)二日町 昭和五十年五月一日市議会議員当選。引き続き現在まで十年六月在職。その間、常任委員会副委員長および特別委員長を歴任。地方自治発展に貢献。
多田進吾さん(〆)北荷頃 昭和五十年五月一日市議会議員当選。引き続き現在まで十年六月在職。その間、常任委員長を歴任。地方自治発展に貢献。
加藤鉄司さん(〆)谷内二 昭和五十年五月一日市議会議員当選。引き続き現在まで十年六月在職。その間、常任委員長および特別委員会副委員長を歴任。地方自治発展に貢献。
小林幸一さん(〆)本町 昭和四十二年五月一日から四年間および昭和五十年五月一日市議会議員当選。引き続き現在まで十年六月在職。その間、常任委員長を歴任。地方自治発展に貢献。
佐藤貞蔵さん(〆)滝の下町 昭和二十四年七月入団以来、消防歴三十年一か月の永きにわたり職務に専念。この間、分団長三年、本部分団長六年、副団長二年などを歴任。市民の生命・財産保護のため貢献。
杉野正作さん(〆)栗山沢 昭和十八年二月入団以来、消防歴三十三年一か月の永きにわたり職務に専念。この間、副分団長四年、分団長十年を歴任。市民の生命・財産保護のため貢献。

今年国民参政95周年・普選60周年 婦人参政40周年にあたります。



栃尾市選挙管理委員会 栃尾市明るい選挙推進協議会

今年(昭和六十一年)は明治二十二年二月衆議院議員選挙法が公布、我が国に初めて近代的選挙制度が確立。この法律に基づいて翌二十三年七月一日に第一回衆議院議員総選挙が執行され、国民が初めて国政に参加するようになり、九十五年の歴史が刻まれています。

安達要司さん(〆)旭町 旧栃尾市公民館にゲートボール室内練習場を開設するにあたり、人工芝・工事費等二百十萬円の寄附を行い、スポーツ精神の高揚と親睦の増進に寄与された。
当時の選挙権は
①日本臣民の男子で、年齢二十五歳以上の者。
②十五円以上の直接国税を引き続き一年以上納めている者。
③一年以上府県内に本籍を有し、かつ住居を有する者。
※被選挙権は、年齢三十歳以上で納税要件は同じく、本籍・住所要件はない。
投票方法は
▼記名投票主義で、選挙人は投票用紙に被選挙人の氏名のほか、自己の氏名・住所を記載・なつ印した。
当選人の決定は
▼立候補制でなく、投票総数の最多を得た者を当選人とした。
これらが主な内容でしたが、その後明治三十三年の改正で選挙権は
①帝国臣民たる男子で、年齢満二十五歳以上の者。
②地租十円以上又は直接国税十円以上納めている者。
③一年以上同一選挙区内に住所を有する者。

安達要司さん(〆)旭町 旧栃尾市公民館にゲートボール室内練習場を開設するにあたり、人工芝・工事費等二百十萬円の寄附を行い、スポーツ精神の高揚と親睦の増進に寄与された。
当時の選挙権は
①日本臣民の男子で、年齢二十五歳以上の者。
②十五円以上の直接国税を引き続き一年以上納めている者。
③一年以上府県内に本籍を有し、かつ住居を有する者。
※被選挙権は、年齢三十歳以上で納税要件は同じく、本籍・住所要件はない。
投票方法は
▼記名投票主義で、選挙人は投票用紙に被選挙人の氏名のほか、自己の氏名・住所を記載・なつ印した。
当選人の決定は
▼立候補制でなく、投票総数の最多を得た者を当選人とした。
これらが主な内容でしたが、その後明治三十三年の改正で選挙権は
①帝国臣民たる男子で、年齢満二十五歳以上の者。
②地租十円以上又は直接国税十円以上納めている者。
③一年以上同一選挙区内に住所を有する者。

このとき、住所要件も選挙人名簿登録の要件に改められ、投票方法は不在者投票制度及び代理投票制度が採用され、新たに立候補制度もこのときから採用されました。その後終戦までの間は、大正十四年の改正では、普通選挙法が五月五日に公布。選挙権が明治二十二年以来選挙権の要件とされていた納税要件が撤廃されて、二十五歳以上の男子による普通選挙が採用されて六十周年になりました。
昭和二十年十二月十七日に衆議院議員選挙法が改正され、女子に対しても男子と全く同じ条件で選挙権・被選挙権が認められ、選挙権の年齢要件も二十五歳から二十歳に引き下げられて、選挙権の上で初めて男女平等が実現して四十周年という、我が国選挙制度史上非常に意義のある年に当たります。
これら幾多の改正を経て、昭和二十五年に現行の公職選挙法が制定されて、現在に至っております。選挙制度変遷の歴史を回顧するとき、現行選挙制度は決して一朝一夕にでき上がったものではなく、数多くの先人の努力の結晶です。その尊い努力を無にするのではないよう、この記念すべき意義ある年に当り、選挙が民主政治の最も重要で基本的な参加手段であることを再認識し、これを棄権することのないよう、選挙についてより一層の関心を深めていただくことを切望します。

防災手帳

暮らしの中の安全 「転落事故を防ごう」

家の中は必ずしも安全とはいえません。転落事故を防ぐため、暮らしの中に潜む危険をチェックし、適切な安全対策をたてておきましょう。
▼滑りやすい階段は、カーベットなどを張るか、滑り止めをつけましょう。
▼階段に物を置き放しにしないようにしましょう。
▼子どもは、階段で遊ばせないようにしましょう。
▼手すりや転落防止のさくを取り付けましょう。
▼足元が見えないほど、物を持って昇り降りしないようにしましょう。
▼昇り降りするとき、自分の影で足元が暗くならないよう、照明を工夫しましょう。
▼照明のスイッチは、階上と階下の両方で点滅できるようにしましょう。
その他
▼二段ベットの上が落ちて死亡した子どももいます。普通ベットの周りは丈夫なマットの周囲には丈夫なまくを作って、少しでも寝ぼけても落ちないようにしておきましょう。
▼窓・バルコニー
▼子ども一人で二階以上の窓を開かせない。また、窓から身を乗り出さないよう、しつけましょう。
▼幼児は身長が割りに頭が重いので、ちよつと身を乗り出しただけでも転落しやすいので、防護さくを取り付けましょう。
▼バルコニーの手すりがグラグラしたり、取り付けホルトがゆるんでいないか、時々点検しましょう。
▼バルコニーの手すりやさんの幅は、幼児がぐりぐり抜けられないよう、十一センチ以下にしましょう。
▼幼児などが昇り降りする踏み台など置かないようにしましょう。
その他
▼二段ベットの上が落ちて死亡した子どももいます。普通ベットの周りは丈夫なマットの周囲には丈夫なまくを作って、少しでも寝ぼけても落ちないようにしておきましょう。



ガスと安全

ガス安全使用月間 ガス器具の安全確認を

今月は「ガス安全使用月間」です。ガス事故防止のため、次のことに注意ください。
▼点検・消火は確かめて
▼点検したと思っても、生ガスが出ていないことがありません。点検は正確に。
▼消したつもりでも、ガス栓が少し開いていることがあります。消火は確実に。
▼ゴム管は正しく接続する
▼ガス栓に合ったゴム管(検査合格品)を選び、差し込み口の赤線まで差し込む。
▼安全バンドでしっかり止める。針金は使用しない。
▼必要以上の長さのゴム管は、使用しない。
▼古くなってヒビ割れたゴム管は、取り替える。
▼三又継手は使用しない。
▼ビニール管は熱に弱いので、絶対に使用しない。
▼不使用のガス栓はキャップを
▼ふだん使用しないガス栓は、ゴムキャップをしましょう。
▼換気に注意
▼ガスが燃えるには、多量の空気が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼の原因になります。
▼小型湯沸器を使用するとき、換気扇を回すか窓を開けて使用しましょう。
▼暖房中は、窓を締め切りがちです。換気には十分気を付けましょう。
▼ガス器具は正常ですか
▼普通のガストーブは、点火二三分後に赤熱面がきれいに赤熱するのが正常です。暗い色でモヤモヤした状態ですと危険です。
▼湯沸器やコンロは、青い炎が正常です。黄色炎が出たり排気ガスが目に見えるようですと危険です。
▼安全機器の紹介
▼ゴム管がはずれると、ガスが自動的に止まるガス栓ヒューズコック)で、既設のガス栓と交換できます。
▼光と音で知らせるガス漏れ警報器があります。
※どちらも市内の公認工事店で取り扱っています。
問い合わせ先
▼平日の日中 市ガス水道課 (☎52局二一五番)
▼夜間および休日 市ガス供給所 (☎52局二一九番)

広報とちお おしらせ版 60.11.10

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

事業主の退職金制度 小規模企業共済

小規模企業共済制度は、いわば国がつくった事業主の退職金制度です。

月々掛金を納めていただくことにより、事業をやめたり役員を退職したときなど、第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。

すでに加入件数は百万件を超えており、大きな共済の輪になっていきます。事業主のみならず、将来にそなえて小規模企業共済のご加入をおすすめします。

①掛金は、全額が所得控除となります。

②掛金は、全額が小規模企業共済掛金控除として、そっくり課税対象所得から控除されます。

③共済金は、退職所得扱いとなりません。

④加入者は、貸し付け制度があります。

▼加入者(一定の資格者)には、その積み立てた掛金の範囲内で即日貸し付けが受けられる、一般貸し付けと傷病災害時に経営安定を図るために必要な資金を、共済金の範囲内で貸し付けが受けられる、傷病災害時貸し付けがあります。

▼加入できる人

▼常時使用する従業員数が、二十人(商業とサービス業にあつては五人)以下の個人事業主および会社や企業組合・協業組合の役員のかたがたです。

▼ひとりて事業を営んでいるかたや、自由業のかたも加入できます。

▼毎月の掛金は、最低千円から最高五万円までの範囲内(五百円きざみ)で自由に選べます。

▼加入後、掛金の増・減額ができます。(ただし、減額する場合、一定の要件が必要です。)

▼掛金の前払いもできます。

▼掛金の前払いもできます。

▼掛金の前払いもできます。

▼掛金の前払いもできます。

市民大学「一般公開講座」

市民大学は、現在、市民大学講座を開催いたしておりますが、次により一般公開による講座を市文化センターで行います。

日時

▼昭和六十年十一月二十二日

講師

▼午前十時から十一時三十分まで。

▼仮題「国際化、情報化の地方」

▼詳細については、市民大学事務局(☎52局二〇二〇番)におたずねください。

サラリーマンと年末調整

サラリーマンの給与についての所得税は、その年最後に支払われる給料やボーナスで毎月の給料から源泉徴収された税額の精算が行われます。

この精算手続きを「年末調整」と呼んでいますが、サラリーマンにとって確定申告に代わる大切な手続きですから、各種控除申告書類(生命保険料・損害保険料の支払い証明書など)を事前にとりそろえておき、年末調整の事務が各事業所で開始されましたら、お早めに勤務先に提出いたしましょう。

▼年末調整についてのお問い合わせは、長岡税務署(☎35局二〇七〇番)へどうぞ。

今月の税金

- ▷固定資産税
- ▷国民健康保険税 納期 11月30日
- ▷国民年金保険料 納期 12月2日
- ▷下水道受益者負担金 納期 11月30日

▼詳細については、市民大学事務局(☎52局二〇二〇番)におたずねください。

▼市保健衛生課は、下表の地区を対象に、健康相談事業を行います。

必要により血圧測定や検尿等の検査を行います。お気軽においでください。ハガキで個人通知のといた人は、ハガキを持参してください。

なお、健康手帳をお持ちの方は、受診の際に持参してください。

▼詳細については、市保健衛生課予防係(☎52局二一五一番、内線二四三番)におたずねください。

「市民と吹奏楽の夕べ」開催

自衛隊新潟地方連絡部では、自衛隊音楽隊の練習成果を栃尾市民に披露するため、次により「市民と吹奏楽の夕べ」を開催いたします。市民のみならず多数のご来場をお待ちいたします。

日時 昭和六十年十一月二十九日(金)、午後六時開演

会場 市民会館大ホール

出演

- ▼陸上自衛隊第十二音楽隊
- ▼陸上自衛隊高田駐屯地音楽クラブ
- ▼栃尾市門太鼓保存会(賛助出演)

入場料 無料(ただし、入場整理券が必要)

※入場整理券は、市役所市民課窓口、市民会館窓口、市民会館窓口で差し上げます。

地区健康相談を実施します

お気軽においでください

市保健衛生課は、下表の地区を対象に、健康相談事業を行います。

必要により血圧測定や検尿等の検査を行います。お気軽においでください。ハガキで個人通知のといた人は、ハガキを持参してください。

なお、健康手帳をお持ちの方は、受診の際に持参してください。

▼詳細については、市保健衛生課予防係(☎52局二一五一番、内線二四三番)におたずねください。

月日	受付時間	会場	対象地区
11月27日(木)	午前 9:30~10:00 午後 1:30~ 2:00	比礼公民館 本津川公民館	比礼 本津川
11月28日(金)	午前 9:30~10:00 午後 1:30~ 2:00	山葵谷公民館 蘆谷集落センター	山葵谷 蘆谷
	午前 9:30~10:00 午後 1:30~ 2:00	赤谷公民館 泉公民館	赤谷 泉
11月29日(土)	午前 9:30~10:00 午後 1:30~ 2:00	文納公民館 人面公民館	文納 人面
	午前 9:30~10:00 午後 1:30~ 2:00 午後 3:00~ 3:30	平中野保公民館 梅野保公民館 九川公民館	平中野保 梅野保 九川

危険物収集を中止します

12月から来春まで

比礼地内の降雪が早いなどのため、今年も十二月から来年の春までの間、危険物の収集を中止させていただきます。

各家庭から出る危険物は、来春までそれぞれ保管しておき、来春指定された日に出すよう、ご協力ください。

ただし、個人で比礼埋立地に搬入する場合は、降雪時までに届け出のうえ搬入することができません。

▼詳細については、市保健衛生課環境衛生係(☎52局二一五一番、内線二四四番)におたずねください。

手づくり年賀状を募集

締め切り 昭和61年1月7日(火)

送り先 栃尾郵便局

栃尾市美術愛好者協会と栃尾郵便局では、手づくり年賀状を募集いたします。

▼募集要項

①用紙は、官製ハガキに限りません。

②自分のアイデアで、正月らしい年賀状を作ってください。

③絵・版画・毛筆・はり絵など、アイデアは自由です。

④年齢の制限は、ありません。

⑤作品は、一人三点以内とします。

▼送り先

▼栃尾郵便局・年賀状作品係

あて(栃尾市表町一番七号)

※住所・氏名・年齢・学年をハガキの表側に記入してください。

▼締め切り日

▼昭和六十一年一月七日(火)までです。

▼作品の審査

▼主催者が、責任をもって行います。

▼特によくできた作品には、表彰いたします。

▼市保健衛生課は、新婚のみなさんを対象に「新生活のためのつどい」を次により開催いたします。

これからの人生を二人で協力しあい、家庭といううらやまをお城を築いていただくためにも、ぜひご夫婦おそろいで気軽に参加してください。

日時

▼昭和六十年十一月二十八日(木)、午後六時三十分開会

会場

▼市民会館小ホール

▼対象者

予防接種

会場▶ 市民会館

時間▶ 午後1時30分~午後2時

◎麻疹は、午後1時10分までに集合。

◎三種混合2期は、1期完了後1年から1年半の間に受けてください。

※母子手帳を忘れず持参してください。

※問診票は、必ず記入してください。

種類	月日	対象者生年月
三種混合1期・2期もれの人	11月21日(木)	58.4~58.8 56.9~57.3
麻疹	12月4日(木)	58.4~58.8

新婚学級を開催

市保健衛生課は、新婚のみなさんを対象に「新生活のためのつどい」を次により開催いたします。

これからの人生を二人で協力しあい、家庭といううらやまをお城を築いていただくためにも、ぜひご夫婦おそろいで気軽に参加してください。

日時

▼昭和六十年十一月二十八日(木)、午後六時三十分開会

会場

▼市民会館小ホール

▼対象者

行政相談

▼十一月二十五日(月)午前十時から午後三時まで。

▼市役所市民相談室(二階)

税務相談

▼十一月二十五日(月)午前十時から午後三時まで。

▼市役所市民相談室(二階)

国民年金相談

▼十一月二十五日(月)午前八時三十分から午後五時まで。

▼市役所市民課国民年金係

家庭児童相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は午前九時から正午まで。

▼家庭児童相談室(二階)

(本町六番二号)

心配ごと相談

▼毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。

▼社会福祉協議会(本町六番二号)

青少年問題相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▼市文化センター(相談室)

とちお おしらせ版 60 11,25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

ご利用ください 県立青少年研修センター

新潟県立青少年研修センターでは、昭和六十一年度利用予約の申し込みを次により行います。希望団体は、申し込みください。

さらに、それらの研修をとおして、仲間づくりをすすめる規律正しい生活の中で、温かな友愛の心と他に奉仕する広い心をはぐくむところです。

※平日は、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、正午まで受け付けます。

▼クリーニング代 170円
▼センター使用料 170円
※ただし、企業の社員研修など、研修センターの設置目的以外に利用する団体については、一人一泊につき千円を徴収いたします。

新潟県最低賃金 1日 3,367円 時間給労働者は 1時間 421円

新潟県内で働くすべての労働者に適用される、新潟県最低賃金が一日三千三百六十七円に、また、時間給の労働者は一時間四百二十一円になりました。昭和六十年十月四日効力発生。

※最低賃金には、賞与などの臨時に支払われる賃金や精進手当、通勤手当、家族手当などに時間外労働、休日労働および深夜労働に對して支払われる割増賃金は算入されません。

▼時間給の最低賃金が適用される労働者は、賃金支払い形態が一時間当たり〇〇円というかたちでの時間給契約の場合のみの人です。

▼食費 1千600円(朝食三百円、昼食四百円、夕食四百五十円)

▼センターの所在地
新潟県西蒲原郡巻町大字越前浜
センターの電話番号
0256-772111番です。

職業訓練生を募集 新潟県立魚沼高等職業訓練校

新潟県立魚沼高等職業訓練校では、昭和六十一年四月入校生を募集しています。

おたずねください。
その他
▼詳細については、新潟県立魚沼高等職業訓練校(新潟県北魚沼郡堀之内町、0257-942410番)におたずねください。

訂正とおわび

広報とちお十一月号の8ページ、第十一回栃尾市農業まつりの各部門の入賞者の顔写真中、矢沢 学さんの写真がまちがっておりました。(写真は矢沢さんの父親、万栄さんでした)。
訂正しておわびいたします。

昭和61年度 保育所入所児を募集

募集期間
11月26日(火)から12月14日(土)まで

昭和六十一年四月からの保育所(園)入所児を次により募集いたします。

面接日程表

区分	保育所(園)名	所在地	定員	面接の月日
市立	中央保育所	山田町	90人	1月17日(金)
	白山保育所	天下島	120人	
	東が丘保育所	東が丘	50人	1月20日(月)
	大野保育所	大野町	60人	
私立	芳香稚草園	大町	90人	1月21日(火)
	善昌寺保育園	原町	90人	
	双葉保育園	谷内2丁目	90人	1月22日(水)
	曹源寺保育園	北荷頃	60人	
	東谷保育園	泉	60人	1月23日(木)
	明星保育所	栃堀	60人	
	みどり保育園	下堰出	120人	1月24日(金)
	上塩保育園	大野原	60人	

※上記日程の面接日に都合の悪い人は、昭和61年1月20日(月)から1月25日(土)までの市執務時間中に、市福祉事務所までおたずねください。

スパイクタイヤ 不使用のお願い

新潟県では、スパイクタイヤの使用によって生ずる道路の被害や、粉じんの発生による生活環境に対する影響が心配されることから、これらの被害を軽減するため、スパイクタイヤの使用を呼びかけています。

乳幼児健診



藤谷 酒井麻里子ちゃん
(11月8日 7か月児健診)

会場▶市役所別館
時間▶午後1時までに集合
◎4か月児・7か月児健診にはスプーンと筆記用具を持参。
◎1歳6か月児・3歳児健診および2歳児歯科健診には、歯ブラシを持参してください。
◎3歳児健診では、尿検査を実施。
※受診は、栃尾市民に限ります。
※母子手帳を忘れずに持参してください。

健診名、月日、対象者生年月

健診名	月日	対象者生年月
4か月児健診	12月10日(火)	60年8月生まれ
7か月児健診	12月13日(金)	60年5月生まれ
1歳6か月児健診	12月12日(木)	59年6月生まれ
2歳児歯科健診	12月18日(水)	58年12月生まれ
3歳児健診	12月11日(水)	57年7月生まれ

母親教室(後期)

月日、会場、時間、対象者

月日	会場	時間	対象者
12月3日(火)	文化センター学習室(2階)	午後1時~4時30分	61年1月・2月に出産予定の人

総合健康相談

◎健康について相談のあるかたは、どなたでもお気軽においでください。
相談担当者▶医師、保健婦、栄養士
対象者▶赤ちゃんのことからお年寄りのことまで、相談のあるかた。

月日、会場、時間

月日	会場	時間
12月24日(火)	市役所別館	午後1時~午後2時

予防接種

会場▶市民会館
時間▶午後1時30分~午後2時
◎麻疹は、午後1時10分までに集合ください。
◎三種混合2期は、1期完了後1年から1年半の間に受けてください。
※母子手帳を忘れずに持参してください。
※問診票は、必ず記入してきてください。

種類、月日、対象者生年月

種類	月日	対象者生年月
麻疹	12月4日(水)	58.10~59.3
三種混合2期	12月20日(金)	57.4~57.8
三種混合1期・2期もれの人	61年1月17日(金)	60年中に受けられなかった人

精神衛生相談

とき 12月5日(木) 午後2時から
ところ 栃尾保健所

栃尾保健所では、市民のみならず、夜よく眠れないとか、いらいらする、気持ちが悪くなるなど困ってアルコール中毒などで困っている人を対象に、無料で「心の健康相談」を行っています。

身体障害者のための 職業訓練生を募集

— 東京身体障害者職業訓練校 —

製、塗装など十七科目。
訓練期間
▼昭和六十一年四月から一年間(義肢装具科のみ二年)募集期間
▼第一回目 昭和六十一年二月八日(土)まで。
▼第二回目 昭和六十一年三月十一日(火)まで。

ガス水道メーターの検針員がかわります

12月分の検針から、島田さんから増田さんに変わります。増田さんは、島田さんと同じく、古水・上堰出・菅畑です。どうぞよろしく。

活用ください 中小企業倒産防止共済制度

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐために、中小企業者のかたがたがあらかじめ掛金を積み立てて、相互に救済する国がつくった制度です。

加入後六か月以上経過し、万一取引き先事業者が倒産して、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、掛金総額の十倍の範囲内で共済金の貸し付けが受けられます。

- ① 共済金の貸し付け額の最高額は、中小企業者のみなさんから、ぜひこの制度へのご加入をおすすめします。
- ② 共済金の貸し付けは、無担保・無保証人・無利子です。ただし、貸し付けを受けたい共済金の十分の一に相当する掛金額に対する権利は消滅します。
- ③ 税法上の特典があります。掛金は、法人の場合、損金として、個人の場合は必要経費として算入することができます。
- ④ 一時貸し付け金制度があります。事業上緊急に必要な資金の貸し付けを受けられます。

雇用保険の不正受給防止にご協力ください

長岡公共職業安定所栃尾分室

雇用保険は、失業した場合にその失業期間中の生活と仕事探しを援助するものです。つまり、積極的に就職しようとする意欲と就職できる能力があり、実際に仕事探しをしている人に限って、雇用保険は支給されます。

- 不正受給は厳しく処分します。このような雇用保険制度の趣旨に反して、すでに就職しているがその事実を届け出ないなどのやり方で、雇用保険を不正に受けた場合は、厳しく処分されます。
- 処分の内容は、ケースによってさまざまですが、悪質な場合には不正に受給した金額の二倍の額を返納しなければならなくなったり、詐欺罪などにより処罰されたりすることもあります。
- 三百日分の失業保険給付額は保険料九十分分に相当します。みなさんの中には「雇用保険は自分で納めたものだから返ってきて当たり前だ」と思っている人はいませんか。これは、大きなまちがいです。
- たとえば、失業して三百日分の雇用保険をもらったとします。しかし、その保険給付額は、月々納めていた保険料のおよそ九十分分に相当する金額なのです。
- このように、雇用保険の支給額のうち、自分が納めた分というのはいくつかです。ほとんどの額は、ほかの労働者や事業主のみなさんが納めた保険料と、国民の税金とでまかなわれているのです。
- 雇用保険制度を正しく理解し有効な活用をしましょう。大切な雇用保険が正しく運営されるように、不正受給に對してはコンピュータシステムなどを活用することにより、その防止や摘発につとめています。しかし、残念ながら不正受給者は依然としてあつとをたちません。
- 現在、雇用保険を受けている人だけでなく、労働者をはじめ事業主・その他のみなさんも雇用保険を正しく理解いたしましょう。
- なお、雇用保険制度および不正受給に関するご意見・感想・情報など、なんでも次の機関にお寄せください。
- 連絡先
◎長岡公共職業安定所栃尾分室（市内山田町、52局二二三三番）

雇用保険の加入はお済みですか

毎年十一月は、雇用保険適用促進月間です。雇用保険の加入は、お済みですか。

雇用保険は、事業主に対しては労働者が安心して働ける職場をつくるために各種助成金を支給し、労働者には失業した場合に必要な給付を行うことにより生活の安定を図り、再就職を容易にするなど、就職の手助けをする制度です。加入対象

- ▼労働者を一人以上雇用する事業主は、必ず加入しなければなりません。まだ加入していない事業主は、至急加入手続きをしてください。
- ▼公共職業安定所または労働基準監督署に加入手続きをしていただきますが、中小企業の事業主にかわって労働保険（雇用保険・労災保険）に関するすべての事務を行う「労働保険事務組合」に事務を委託すると便利です。
- ▼詳細については、長岡公共職業安定所栃尾分室（52局二三三三番）に問い合せください。

降雪と同時に 収集車の変更に備え

市は例年のとおり、降雪と同時にごみの収集地区と収集方法を変更いたします。

これは、積雪により収集車が運行できる範囲が限定されるため、収集を中止する地区はもちろん、収集を行う地区でも従来の集積場所を移動するため、不便をおかけすることになります。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、収集地区であっても積雪状況によっては、計画どおりに収集できない場合や、遅れることがあります。川に捨てたり、持ち出したごみが飛散しないよう、次のことを確実に守ってください。

- ① 紙袋やダンボール箱は、ぬれると破れるため、ごみ容器としては絶対に使用しないよう、出す場所と時間に十分ご注意ください。
- ② 収集日の前夜に出したり、収集後に出すと、野犬やカラスなどに袋を破られたりします。決められた時間以外には絶対にださないでください。
- ③ 収集日が祝日や振り替え休日と重なった場合は、次の収集日まで出さないでください。
- ※詳細は、市保健衛生課環境衛生係におたずねください。

収集を中止する地区

栃尾地区	栃倉・大倉・鴉ヶ島・水沢
上塩谷地区	入塩川・本所・島田・山葵谷・葎谷・平中野俣・九川・塩中・梅野俣・天平・沖布
荷頃地区	比礼・本津川
入東谷地区	下来伝・松尾・寒沢（学校前以外のところ）
西谷地区	木山沢・森上
中野俣地区	西中野俣・新山・繁窪
半蔵金地区	半蔵金・田代

収集車が通る場所へ 持ち出してください

栃尾地区	新町（馬市小路・東北電力栃尾出張所裏通） 山田町（緑ヶ丘）・大野町（本村） 谷内1丁目（裏通）・滝の下町（裏通） 旭町（裏通）・仲子町（裏通） 本町（裏通） 原町（裏通） 平・天下島・土ヶ谷・岩野
下塩谷地区	二日町・文納
荷頃地区	北荷頃・一之貝・軽井沢
東谷地区	大川戸（村中） 赤谷・栃堀
西谷地区	田之口・西野俣
入東谷地区	上来伝

※上記の地区以外は、変更ありません。

家庭看護教室を開催

栃尾保健所

高齢化社会がすすむにつれて、長期療養者や寝たきりのお年寄りが増加する傾向にあります。

日本看護協会新潟支所栃尾支部では、家庭看護の技術を知っていただくことにより、適切な看護と介護者の負担を少しでも軽くするために、家庭看護教室を次により開催いたします。

市民のみなさん多数の受講をお願いたします。

開催日時
▼一回目 昭和六十年十二月十四日（出）午後一時三十分から午後三時三十分までの二時間を予定。
▼二回目 昭和六十一年一月十八日（出）午後一時三十分から午後三時三十分までの二時間を予定。

その他
※詳細については、栃尾保健所（52局三三三三番）におたずねください。

火の用心

- ▼器具の取り扱いが正しく
- ▼一人ひとりが防火に心がけを
- ▼寝る前には火の元の確認を
- ▼外出する前に必ず消火を

国民年金保険料は 年末調整されます

十二月は、サラリーマンの年末調整の月です。

サラリーマンが、今年一年間に家族の国民年金保険料を納めているときは、会社に年末調整の申告を忘れずしてください。なお、自営業者などは、確定申告のときに申告してください。

申告することによって、所得から国民年金保険料の全額が控除され、所得税や市県民税が軽減されます。

もちろん、今年一月から十二月までの間に納めた未納保険料や、前納保険料も控除の対象になります。

今年の一月分から十二月分までの国民年金保険料は、下表のとおりです。

※詳細については、市役所市民課国民年金係（52局二一五一番、内線二一五番）におたずねください。

保険料の納付区分	年間保険料額	保険料の内訳
定額	79,320円	1月分から3月分まで月額6,220円 4月分から12月分まで月額6,740円
定額付加	84,120円	1月分から3月分まで月額6,620円 4月分から12月分まで月額7,140円
前納（定額）	78,930円	昭和60年4月分から昭和61年3月分まで。（月額6,740円を割引前納）
前納（定額付加）	83,610円	昭和60年4月分から昭和61年3月分まで。（月額7,140円を割引前納）

作業停電

次の地域を作業停電します。

葎谷・大野原の全域▼十二月三日（火）、午前九時から午後一時まで。

新栄町一丁目・二丁目、栄町一丁目・二丁目、楡原の全域

▼十二月六日（金）、午前八時三十分から午後一時まで。

※自分の住んでいる地域が停電になるかどうか、お知りになりたい人は、自宅付近の電柱番号を調べて東北電力（株）附営業所（52局〇〇二番）におたずねください。

サラリーマンの奥さんの現況届

1月31日までに市役所へ

いま、国民年金に任意加入されている皆さんに、現況届書の用紙が先月の末に送られました。これは、第三号被保険者を把握するためのものですが、なぜ届出が必要か、どのような人が届出をしなければならぬか——などについて、もう少し詳しく説明いたします。

届出によって 記録を管理します

新しい年金制度で第三号被保険者となる人は、サラリーマン（第二号被保険者）の妻などで、専業主婦のように夫に扶養されている人（健康保険の被扶養者に該当する人）です。

この第三号被保険者となる人は、その記録を管理するために今回、「国民年金任意加入被保険者現況届書」（以下届書といいますが）を届出してもらいます。

もしも、この第三号被保険者に該当する人が届出をしないで、記録の管理ができませんので、引き続き保険料を納めていただくことになったり、将来、年金を受けるとき不都合がでたりします。必ず一月三十一日まで

届書が送られて行く人

届書は、年金の記録を管理する社会保険庁から、国民年金に任意加入している人全員に、先月末に送られました。ただし、八月三十一日の時点で任意加入している人を対象にしているため、九月一日以後に任意加入した人には届書が送られて行きません。

このよう人は、市役所に届書が用意されていますので、それを使って届出をしてください。

また、本来、任意加入である人が、誤って強制加入になっていることも考えられます。このよう人にも届書は送られて行きませんが、届出は必要ですので、市役所へ来て届出をしてください。

なお、共済組合に加入している人の妻で、国民年金に任意加入している人のところへも届書は送られて行きますが、共済組合については現在、国会で審議中ですので、今回は届出をする必要はありません。

届出のしかた

届書は、一月三十一日までに市役所へ届出してもらってください。その方法には次の二つがあります。

①夫の勤務先で、事業主の証明をうけて届出（この場合

郵送でもかまいません。）
②事業主の証明を受けずに市役所の窓口で届出（健康保険証と年金手帳が必要です）

変更があつたら 届出を

今回の届出は、来年の四月から第三号被保険者として加入するためのものです。

このため、届出をしたあとで夫がサラリーマンをやめたり妻が仕事にいたりするなど第三号被保険者に該当しなくなった場合は、新たに届出をしてもらわなければなりません。

また、来年の四月以後でも第三号被保険者に該当しなくなった場合、届出が必要です。



いつでも、お気軽に！ 国民年金の相談や問い合わせ

毎月24日は年金相談日

国民年金制度は、政府が主体になって責任をもって実施しており、その事務は中央においては社会保険庁が、県においては県国民年金課あるいは、長岡社会保険事務所が行っています。

しかし、国民年金への加入や請求などみなさん方にとって最も身近な届出や申請の事務は、市役所・市民課で行っています。

国民年金の制度改正に伴って、いろいろな情報が流されていますが、あなた自身は、どれにあてはまるのか——をご理解いただけておくことが大切です。

市は、毎月二十四日に年金相談日を開設しています。

疑問に思っていることや、わからないこと、また受給資格に不安のある方は、相談日以外でもけっこうです。いつでもお気軽に国民年金係へおいでください。なお、相談においでになるときは、今までの職歴などを調べてきていただければより具体的な返答ができます。



【婦人の相談も、ふえています。】

昭和61年4月1日から

新しい年金制度がスタートします

改正のねらい

昭和61年4月1日から、新しい年金制度がスタートします。この新制度は高齢者がピークを迎える21世紀前半を乗り切るため、給付・負担水準の適正化を大きな目的としています。

つまり、65歳以上の人が総人口の約20%（4人に1人）に達すると予測される昭和95年頃に、制度を支える世代の数が非常にふえるために、今から対処していこうというものです。

基礎年金の導入

新しい年金制度の最大の特徴は、「基礎年金」を設けることです。今の国民年金は、自営業や自由業などの人のみが強制加入者ですが、いわば「新国民年金」に当たる「基礎年金」には、20歳～60歳の人ならば、今の厚生年金などの被保険者、およびその配偶者も強制加入することになります。

今の公的年金制度は、何種類かに分かれ、制度それぞれで受給の要件や支給の額がちがひ、それが制度間の格差



となっていました。「基礎年金」は、国民年金と厚生年金などの加入者に共通する年金であり、格差をなくし、将来、年金の一元化を目ざすための第一歩といえます。

サラリーマンの奥さんにも

今の年金制度では、サラリーマンの奥様（専業主婦）は、国民年金への加入・非加入は自由になっています。

新制度では、サラリーマンの奥様も全員が国民年金に加入し、将来、奥様名義の老齢基礎年金を受けるといふことになりました。

これによって、障害者になったり、高齢離婚した場合などにも、無年金者になることがなくなります。

障害年金も充実

今の制度では、幼いときに障害者になった人には、障害福祉年金が支給されています。新制度では、「障害基礎年金」を受けられることになって、年金が充実されます。

国民年金特集号

60・11・25

発行 新潟県 栃尾 市長
編集 市民課 国民年金係

おちお

あなたの国民年金

＊新制度ではこうなります

基礎年金は3種類

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて、二十五年以上あるときに、六十五歳から支給されます。(希望すれば、六十歳から繰上げ請求ができますが、年金額が受給開始の年齢ごとに、一定の割合で減額されます。)

この二十五年の必要期間には、昭和三十六年四月以降の厚生年金などの加入期間や、任意加入できる人が任意加入しなかった期間(カラ期間)なども含まれます。

また、昭和三十六年四月以前の厚生年金加入期間も、これ以後に公的年金に加入した場合には「二十五年」の資格期間を満たしているかどうかをみる際には算入されます。

満期の年齢	生年月日	加入期間
56歳	昭和4年4月2日	昭和5年4月1日
57歳	昭和3年4月2日	昭和4年4月1日
58歳	昭和2年4月2日	昭和3年4月1日
59歳	大正15年4月2日	昭和2年4月1日
60歳	昭和15年4月2日	昭和1年4月1日

年金の額は60万円

老齢基礎年金の年金額は、六十万円(月額五万円)です。ただし、この年金額は二十歳から六十歳までの四十年間すべて保険料を納めた場合です。もし、四十年の間に保険料の未納期間があると、その不足する期間分だけ年金額が減額されます。

老齢基礎年金

資格期間が短縮される人

今の制度では、昭和五年四月一日前に生まれた人は、資格期間が短縮されていますが、新制度の老齢基礎年金でもこれがそのまま受け継がれ、次の表のような公的年金の加入期間があれば、受給資格ができます。

また、施行日(昭和六十一年四月一日)に六十歳を超えている人については、今の年金制度がそのまま適用されることになります。

また、国民年金が発足したときに、二十歳以上の人は、六十歳になるまでの四十年の加入期間を満たすことができます。そこで、これらの人については、昭和三十六年四月以降、六十歳になるまでの間、すべての保険料を納付している場合は、四十年間加入していた人と同じ扱いとなり、年金額は六十万円(月額五万円)の老齢基礎年金が支給されます。

障害基礎年金

今の障害年金は、提出年金と福祉年金とに分かれており、年金額に開きがあります。

これが、新国民年金では「障害基礎年金」に一本化され、二十歳前に障害となった方にも、二十歳になったときから障害基礎年金が支給されるようになります。

このため、現在、障害福祉年金を受けている人は、昭和六十一年四月から障害基礎年金を受けるとになり、障害福祉年金の制度は廃止されます。

新たに子の加算が

とになりました。

すでに障害年金を受けている人についても、前記と同様の子がある場合に加算が行われます。

- ・一級障害……年額七十五万円
- ・二級障害……年額六十万円
- ・子の加算……一人目・二人目は月額一万五千元。三人目からは、一人につき月額五千元。

遺族基礎年金

今の母子・準母子年金、遺児年金が遺族基礎年金に一本化されます。

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人が死亡したときに、その人に扶養されていた子のある妻、または子が受けられます。(子については、十八歳未満または二十歳未満の障害者)

受給に必要な期間

死亡した人の保険料を納めた期間(保険料の免除を受けた期間を含む)が加入期間の三分の二以上あるか、または老齢基礎年金の受給期間を満たしていることが条件となります。

なお、昭和七十一年三月までは、直近の一年間に保険料の未納期間がなければ受けられます。

年金の額

妻の分として、基本額六十万円(月額五万円)に、子の加算額を加えた額となります。子の加算は、一人目・二人目は月額一万五千元、三人目以降は一人につき月額五千元です。

- ・妻と子一人……七十八万円
- ・妻と子二人……九十六万円
- ・妻と子三人……百二万円
- ・子供が受けるとき
- ・一人のとき……六十万円
- ・二人のとき……七十八万円
- ・三人のとき……八十四万円

加入する人も3種類

いままでの国民年金は、農業や漁業、そして商店などの自営業の人など、職場の公的年金制度に加入しない人を対象とする年金制度でした。民間の企業に勤める人は厚生年金に加入し、その奥様は希望する人だけが国民年金に加入するというのが、いままでの仕組みでした。

改正された新しい国民年金では、ごく一部の方を除き誰もが国民年金(基礎年金)に加入することになります。加入する人は、次のように三つのグループに分けられます。

第1号被保険者



改正前から、国民年金に必ず加入しなければならなかった農業や自営業などの人で、昭和六十一年四月一日に六十歳未満の人(大正十五年四月二日以後に生まれた人)は、新しい制度では「第一号被保険者」となります。加入の手続きや保険料の納付については、これまでと変わりません。

新たに強制加入になる人

これまで任意加入の対象となっていた、次のような人も強制加入の第一号被保険者となり、自分で毎月保険料を納めてもらうこととなります。

- ・他の公的年金制度から、障害年金を受けている人とその配偶者、および、遺族年金を受けている人。
- ・他の公的年金制度で老齢(退職)年金の受給資格を満たしている人とその配偶者。
- ・国会議員、地方議会議員とその配偶者。

第2号被保険者



現在、厚生年金に加入している人も、新しい制度では、第二号被保険者として、新たに国民年金に加入することになります。

このため、厚生年金と国民年金の両方に加入することになります。また、二十歳未満や六十歳以上の人も、厚生年金加入中は、第二号被保険者になります。

保険料は、国民年金の分も含めて、厚生年金で納めますので、本人が改めて手続きをする必要はありません。

第3号被保険者



新しい国民年金では、サラリーマンの奥様は、第三号被保険者として、強制加入となります。保険料は、ご主人の厚生年金の方で納めることになり、奥様自身は納めなくてもよいこととなります。

ただし、サラリーマンの奥様であっても、被扶養者として認定されていない場合——たとえば、奥様自身が自営業を営んでいて、相当の収入がある場合などは、第一号被保険者となります。

手続きが必要です

第三号被保険者に該当する人は、市役所・市民課の窓口で届出の手続きをしていただく必要があります。この手続きを忘れずと、将来、年金を受けられなくなったりします。ので、ご注意ください。

なお、現在、国民年金に任意加入しておられる方には、社会保険庁から届出の用紙が送られておりますので、その用紙を使って手続きをしてください。

これからは、加入している国民年金の種類が変わったときは、種別変更の届出が必要となります。必ず、市役所の国民年金係へ相談してください。